

# 鳥取市スマートエネルギータウン推進協議会規約

(名称)

第1条 この会は、鳥取市スマートエネルギータウン推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 鳥取市が策定した「鳥取市スマートエネルギータウン構想」の事業推進を図るため、産学官連携した協議会を設置する。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 鳥取市スマートエネルギータウン構想の推進に向けた事業検討及び研究に関すること。
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(座長)

第4条 協議会に、座長1名を置く。

- 2 座長は、鳥取市経済観光部長をもって充て、鳥取市経済観光部長が不在のときは、鳥取市経済観光部次長がその職務を代理する。
- 3 座長は、協議会を代表し、会務を総理する。

(会員)

第5条 本協議会の会員は、協議会の目的に賛同した会員をもって構成する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて開催するものとする。

- 2 協議会の会議は、座長が招集し、会議の議長となる。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課に事務局を置く。

(備え付け書類)

第8条 事務局には、常に次に掲げる書類を備えておかなければならない。

- (1) 本規約
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) その他必要な書類

(委任)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この規約は、平成27年7月31日から施行する。